

2021年1月

各種法人の事業承継—一般（公益）社団法人等第1回

今号より各種法人の事業承継について取り上げていきます。本稿では一般社団法人及び一般財団法人（以下「一般社団法人等」といいます。）並びに公益社団法人及び公益財団法人（以下「公益社団法人等」といい、一般社団法人等と合わせて「一般（公益）社団法人等」といいます。）の事業承継の総論並びに事業承継の方法の一つである事業譲渡の手続きについてご説明いたします。

1. 序論

- (1) 一般(公益)社団法人等の概要
- (2) 機関
- (3) 事業承継の方法

2. 事業譲渡

- (1) 一般社団・財団法人
- (2) 公益社団・財団法人《以上、第1回（本号）》

3. 合併

4. 役員等の交代《以上、第2回》

5. 一般（公益）社団法人等の事業承継と課税《以上、第3回》

1. 序論

(1) 一般(公益)社団法人等の概要

ア 一般法人法及び公益法人認定法

一般社団法人等は「一般社団法人及び一般財団に関する法律」（以下「一般法人法」といいます。）に基づいて設立される法人です。そして、公益社団法人等は一般社団法人等のうち、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（以下「公益法人認定法」といいます。）に基づき、行政庁から公益性を認められた法人のことをいいます。

イ 一般(公益)社団法人等の非営利法人としての性質

法人は、構成員に利益を分配するか否かという基準に

より、会社法等の規律を受ける営利法人か、一般法人法等の規律を受ける非営利法人に分類されます¹。

一般法人法では、社員に剰余金または残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定め、財団設立者に残余財産を帰属させる定めは、いずれも効力を有しない旨を定めています（11条2項、153条3項2号）。

もっとも、一般社団法人等の場合、定款に帰属先の定めがなければ、解散する時の残余財産分配については、その帰属は社員総会または評議委員会で決まることができ（239条2項）、この決議によって社員または設立者に残余財産を帰属させることはできると考えられており、非営利性は必ずしも徹底されていません²。一方、公益社団法人等においては、清算時に残余財産を他の公益法人や国、地方公共団体などに帰属させる旨を定款で定めていることが公益性の認定の基準となっています。

ウ 個別法に基づく公益法人と一般法人法の基本的性格

一般法人法・公益法人認定法からなる非営利法人・公益法人の基本的構造とは別に、個別法に基づき設立される公益法人があります。例えば、社会福祉法・医療法・特定非営利活動促進法（NPO法）・私立学校法・宗教法人法による社会福祉法人・社会医療法人・特定非営利活動法人（NPO法人）・学校法人・宗教法人などがこれに当たります。これらの法人については、設立時に行政の認可・認証を要するのに対して、一般社団法人等はこれらが不要なため、設立が容易です。また、一般法人法の諸規定は、上記の個別法に比べて詳細かつ充実した内容を有しています。このような一般法人法の受け皿的性質、および、その内容的充実を勘案して、一般法人法は非営利法人についての非営利法人に関する基本的法律であるとされます³。

(2) 機関

ア 一般社団法人

【事業承継WG/本号監修・執筆者（弁護士）】

中森 巨 ([wnakamori@kitahama.or.jp](mailto:wakamori@kitahama.or.jp))

安田 雄飛 (yyasuda@kitahama.or.jp)

太田 慎也 (sota@kitahama.or.jp)

酒井 祐太郎 (yutaro.sakai@kitahama.or.jp)

◆本ニュースレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本稿の内容、テキスト等の無断転載・無断引用を禁止します。

◆本ニュースレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

【大 阪】北浜法律事務所・外国法共同事業

〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080

【東 京】弁護士法人北浜法律事務所東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー14F
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

【福 岡】弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所

〒812-0018 福岡市博多区住吉 1-2-25
キャナルシティ・ビジネスセンタービル 4F
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<https://www.kitahama.or.jp/>

一般社団法人には、必置機関として、社員総会及び 1 人以上の理事を置かなければなりません（一般法人法 60 条 1 項）。また、任意機関として、定款の定めによって、理事会、監事又は会計監査人を置くことができます（同法 60 条 2 項）。

理事会設置一般社団法人及び会計監査人設置一般社団法人では、監事を置かなければなりません（同法 61 条）。また、大規模一般社団法人（最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した合計額が 200 億円以上である一般社団法人。同法 2 条 2 号）は、会計監査人を置かなければなりません（同法 62 条）。

イ 一般財団法人

一般財団法人には、必置機関として、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければなりません（一般法人法 170 条 1 項）。また、任意機関として、定款の定めによって、会計監査人を置くことができます（同法 170 条 2 項）。

大規模一般財団法人（最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した合計額が 200 億円以上である一般社団法人。同法 2 条 3 項）は、会計監査人を置かなければなりません（同法 171 条）。

ウ 公益社団法人等

公益法人認定法に基づく公益性の認定基準により、理事会が必置機関となります。また、同様に会計監査人も原則として必置機関となります⁴。

エ まとめ

以上より一般（公益）社団法人等の機関設計は次の表の通りになります。例えば、一般社団法人の場合は①から⑤までの 5 通りですが、公益社団法人の場合はそのうち、太字部分（④・⑤）のいずれかとなります。

一般（公益） 社団法人	①社員総会＋理事
	②社員総会＋理事＋監事
	③社員総会＋理事＋監事＋会計監査人
	④社員総会＋理事＋理事会＋監事
	⑤社員総会＋理事＋理事会＋監事＋会計監査人
一般（公益） 財団法人	①評議員＋評議員会＋理事＋理事会＋監事
	②評議員＋評議員会＋理事＋理事会＋監事＋会計監査人

(3) 事業承継の方法

一般（公益）社団法人等の事業承継の方法としては、法人の業務執行を行う理事（代表理事）を交代することにより行う方法と、社員・評議員を交代することにより行う方法、合併や事業譲渡により行う方法があります。なお、公益社団法人等は公益性の認定を受けていることから、公益法人認定法 24 条以下に特別な手続が規定されています⁵。

以下では、これらの事業承継の方法のうち、事業譲渡の方法について解説します。

2. 事業譲渡

(1) 一般社団法人等

事業譲渡は、取引行為であるため、業務執行の一環として、理事または理事会（理事会設置一般社団法人または一般社団法人の場合）の決定によって行うことができると考えられています。しかし、事業の全部の譲渡は、一般的に、定款に定める法人の目的たる事業の変更または解散という結果をもたらす可能性がありますので、社員総会（一般社団法人の場合）または評議員会（一般財団法人の場合）の特別決議によらなければならないとされています（一般法人法 147 条、49 条 2 項 5 号、201 条、189 条 2 項 4 号）⁶。

(2) 公益社団法人等

承認の手続きについては（1）一般社団法人等と同様です。なお、公益社団法人等の場合、「1. 序論（2）機関 ウ 公益社団法人等」でご説明したとおり理事会が必置ですので、事業の一部の譲渡の承認機関は理事会となります。

また、公益社団法人等において、事業の全部または一部の譲渡を行う場合は、事業譲渡契約書の写しおよび理事会の議事録の写しを添付して、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならないとされています（公益法人認定法 24 条 1 項 2 号、同規則 41 条 2 項 2 号）。事後ではなく事前の届出が必要なのは、事業の全部または一部の譲渡が法人にとって重要な事項だと考えられているからです。

なお、事業譲渡と共に変更の認定申請をする場合は、その手続によることになり（公益法人認定法 11 条）、当該事前の届出（同法 24 条 1 項 2 号）は不要となります。実務上、認定を受けるべき変更か、届出で済む変更かの判断が難しいと思われる事項については、公益性についての判断が明らかに変わらないと認められる場合以外は、変更の認定を受けることが望ましいといえます⁷。

以上

¹ 織田博子「法人法規定の強行法規性」法律時報 86 巻 5 号 143 頁。

² 新公益法人制度研究会編著『一問一答 公益法人関連三法』159 頁。

³ 山野目章夫『新注釈民法（1）総則（1）』647 頁（後藤元伸）。

⁴ 例外として、公益法人認定法施行令 6 条各号を満たす場合、会計監査人の設置を要しません。

⁵ 東京弁護士会親和全期会『Q&A 各種法人の事業承継の実務 - 一般社団・財団法人、NPO 法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人 -』11 頁。

⁶ 小町谷谷子・藤原家康著『Q&A 一般法人法・公益法人法解説』81 頁（牧田潤一朗）。

⁷ 前掲東京弁護士会親和全期会 63 頁。